

消防救急デジタル無線更新整備及び消防指令システム
整備実施設計業務委託の公募型プロポーザル実施要領

1 目的

海部消防組合消防本部が「消防救急デジタル無線更新整備及び消防指令システム整備事業」を令和7年度に実施するため、現行システム、運用状況及び新システム運用等について調査を行い、課題を抽出し、整備に必要な実施設計書類等の作成及び更新事業に係る支援業務に最も適した事業者を選定することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 消防救急デジタル無線更新整備及び消防指令システム整備実施設計業務委託
- (2) 業務内容 消防救急デジタル無線更新整備及び消防指令システム整備実施設計業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行場所 海部消防組合消防本部管内及び関係施設
- (4) 履行期間 契約締結日から令和7年3月19日（水）まで
- (5) 委託上限金額 13,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 本業務を確実に遂行するための体制を構築できること。
- (2) 平成25年度以降に元受けとして完成・引渡し完了した、総務省消防庁の定める消防防災施設整備費補助金交付要綱における高機能消防指令センター総合整備事業の消防指令システム及び消防救急デジタル無線又はデジタル移動通信システム実施設計業務の履行実績を有するものであること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 法人又は法人以外の団体等（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (5) 徳島県競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 徳島県共同競争入札参加有資格者名簿に登録があること。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

公告日（公募開始）	令和6年4月24日（水）
質問受付期限	令和6年5月15日（水）
質問回答期限	令和6年5月17日（金）
参加申込書の受付期限	令和6年5月23日（木）
参加資格の審査結果通知	令和6年5月27日（月）
提案書等提出期限	令和6年6月4日（火）
第一次審査（書類審査） ※参加者が5者以下の場合は、第一次審査を省略	令和6年6月5日（水）
第二次審査（プレゼンテーション）	令和6年6月12日（水）
選定結果通知	令和6年6月18日（火）

5 参加申込手続

(1) 提出書類

参加申込書 【様式第1号】

会社概要書 【様式第2号】

(2) 提出方法 持参又は郵送

持参の場合は、開庁日の8時30分から17時まで

郵送の場合は、配達証明書付きで送付すること。

(3) 提出期限 令和6年5月23日（木）17時必着

(4) 提出先 「12 問合せ及び書類提出先」に同じ。

(5) 参加資格要件審査

参加資格要件を満たしているか審査を行う。

審査結果通知日 令和6年5月27日（月）電子メール又は郵送

(6) 参加申込者が5者を超える場合、「消防救急デジタル無線更新整備及び消防指令システム整備実施設計業務委託」プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による第一次審査（書類審査）を行い、第二次審査（プレゼンテーション）の対象とする提案者をあらかじめ選定する。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出

ア 提出方法 質問書【様式第3号】により、電子メールによること。

（必ず電話で海部消防組合消防本部総務課へ確認すること）

イ 受付期間 公告日から令和6年5月15日（水）17時まで

ウ 提出先 「12 問合せ及び書類提出先」に同じ。

(2) 質問の回答

ア 回答方法 電子メール及び海部消防組合ウェブサイトに掲載する。

(質問した事業社名は公表しない)

イ 回答日 令和6年5月17日(金)まで

7 提案書作成方法等

(1) 提出書類

ア 提案書届出書 【様式第4号】

イ 実績確認書 【様式第5号】

ウ 実施体制確認書 【様式第6号】

エ 技術者確認書 【様式第7号】

オ 見積書 【様式第8号】

(2) 提出方法 持参又は郵送

持参の場合は、開庁日の8時30分から17時まで

郵送の場合は、配達証明書付きで送付すること。

(3) 提出期限

令和6年6月4日(火) 17時必着

(4) 提出先

「12 問合せ及び書類提出先」に同じ。

(5) 提出書類の内容を記録した電子媒体を1部添付すること。

8 技術者確認書について

(1) 管理技術者

ア 技術士(電気電子部門)、RCCM(電気電子部門)、第二級陸上無線技術士のいずれかの資格を有する者であること。

イ 本業務の管理技術者として十分な経験と能力を有し、適切に業務を遂行・実施できる者であること。

ウ 公告日前3か月以上の雇用関係のある者

(2) 担当技術者

ア 技術士(電気電子部門)、RCCM(電気電子部門)、第二級陸上無線技術士のいずれかの資格を有する者であること。

イ 本業務の照査技術者として十分な経験と能力を有し、適切に業務を遂行・実施できる者であること。

ウ 公告日前3か月以上の雇用関係のある者

(3) 兼務の可否

各技術者の兼務は不可とする。

- (4) 受注者は、指令システムメーカー及びその関連事業者（指令システムの販売代理店、親会社若しくは子会社等）からの出向者及び派遣社員を本業務に従事させてはならない。
- (5) 上記(1)～(2)の技術者を選任し、書類については提案書届出書と一緒に提出すること。各技術者が複数の資格を持っている場合は全て記載すること。

9 審査方法について

(1) 第一次審査（書類審査）

参加申込者が5者を超える場合、書類審査を実施する。なお、参加者が5者以下の場合、第一次審査を省略する。

ア 評価基準

別表評価基準のとおりとし、上位5者を選出する。

イ 審査結果の通知及び第二次審査日程通知

令和6年6月6日（木）

(ア) 審査結果

メール又は郵送により、自己の結果のみを通知する。

(イ) 第二次審査日程通知

第二次審査対象者にあつては、第二次審査日程通知書を(ア)と同時に通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

ア 評価基準

別表評価基準のとおり

イ プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(ア) 日程 令和6年6月12日（水）

（時間等の詳細については第二次審査日程通知書に記載）

(イ) 実施場所

牟岐町海の総合文化センター

海部郡牟岐町大字川長字新光寺82番地

(ロ) 出席者

3名以内

(エ) 実施時間

30分以内（セッティング・撤去に係る時間を含む。）

(オ) 貸出物品

机・椅子・スクリーン・プロジェクター

ウ 候補者の選定方法

(ア) 審査委員会が提案内容の審査を行い、別表評価基準に基づき評価を行う。

(イ) 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、次に高かった者を次点候補者として選定する。

(ロ) (イ)において、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には審査委員会で協議の上、候補者を選定する。

(エ) 上記にかかわらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合には候補者とし選定し

ないものとする。

(オ) プレゼンテーション参加者が1者のみの場合も、審査を行う。

エ 審査結果について

メール又は郵送により、候補者の選定後に第二次審査に参加した全ての参加者に選定結果通知書により通知する。

10 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の詳細について改めて協議し、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。
- (2) 候補者と何らかの理由により契約締結できなかった場合は、次点候補者と契約交渉を行う。
- (3) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (4) 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、海部消防組合の個人情報保護条例の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。

11 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しない。

イ 提出後の訂正、差し替えは、海部消防組合消防本部から指示があった場合を除き認めない。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しないものとする。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を請求することはできないものとする。

(3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届【様式第9号】を提出するものとする。

(4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 第二次審査（プレゼンテーション）開始時間までに会場に来なかった場合

- カ 価格提案書（参考見積り）の金額が、見積り限度額を超過した場合
- (5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、海部消防組合消防本部が必要と認める場合には事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 審査結果に関する異議を申し立てることはできないものとする。

1 2 問合せ及び書類提出先

海部消防組合消防本部 総務課

〒775-0004 徳島県海部郡牟岐町大字川長字新光寺 98-1

電話番号 0884-72-0600 F A X 0884-72-2999

電子メール syoubouhonbu@kaifu119-tokushima.jp